

| (A欄) 目的 | 番号 | (B欄) 占用施設および工作物 | | (C欄) 申請者 |
|--|-----|-----------------------|---|--|
| 右欄に掲げる施設 その他の河川敷地 そのものを地域住民の福利厚生のために使用する施設 (河川敷地占用許可準則第7第1項第1号) | (1) | 公園 緑地 運動場 広場 | 公園、緑地、運動場、広場 (工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。) 上記の施設と一体を成す施設および工作物で都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条に規定する公園施設のうち、次に掲げるもの。 修景施設、休養施設、遊戯施設として例示されているもののうち「ぶらんこ」から「魚つり場」までの施設、便益施設のうち公園等の利用者のための「便所」「売店」「駐車場」「水飲場」「手洗場」、管理施設、その他これらに類する施設および安全管理上必要な施設で、知事が認めるもの | 地方公共団体 公共法人(公団、事業団等) 上記に準ずる者 (社団法人、財団法人等、以下「公益法人等」という。) |
| | (2) | 水泳場 | 水泳場 (工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。) 上記の施設と一体を成す施設および工作物で次に掲げるもの。 水域施設 プイ、旗、飛び込み台、水泳休憩台 陸域施設 (管理施設) 監視塔、案内所、警察官派出所、救護所、放送施設、照明施設、電気供給施設、排水施設、上下水道施設、ガス管 (便益施設・水泳場利用者のためのものに限る。) 駐車場、便所、更衣室、水飲み場、足洗い場、シャワー施設、売店、バンガロー (その他) 上記施設の類するものおよび安全管理上必要な施設で、知事が認めるもの。 | 地方公共団体 公共法人 公益法人等 |
| | | | 水泳場・占用期間が3ヶ月未満のものに限る (工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。) 上記の施設と一体を成す施設および工作物で次に掲げるもの。 水域施設 プイ、旗 上欄に掲げる管理施設で仮設のもの | 小・中学校PTA |

| | | | | |
|--|------|-------------------------|--|--|
| 右欄に掲げる施設 その他の公共性ま たは公益性のある 事業または活動の ために河川敷地を 利用する施設（河 川敷地占用許可 準則第7第1項第 2号） | (3) | 道路（橋梁を含む） | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項 に規定する道路 | 道路管理者 |
| | (4) | 水道管類 | 地下に埋設する上下水道管その他の管類で、他に 適地がないもの | 地方公共団体 当該事業者 |
| | (5) | 送電線・電話線等 | 送電線、電話線、通信または放送用ケーブル、公 衆電話で、他に適地がないもの | 当該事業者 |
| | (6) | 案内板等 | 案内板、標識、信号で、他に適地がないもの | 地方公共団体 |
| | (7) | 公用船用艇庫 | 公用船（琵琶湖の保全、管理、および研究の用に 供する船舶に限る。）の保管のための艇庫 | 地方公共団体 |
| | (8) | 水産資源等保護増 殖施設 | 魚礁、浮き産卵床、ヨシ植栽施設、消波施設、お よびこれらに類するもので琵琶湖の水産資源および 植物等の保護、増殖のための施設 | 地方公共団体 公共法人、 公益法人等 |
| 右欄に掲げる施設 その他の河川に関 する教育および学 習または環境意識 の啓発のために必 要な施設（河川敷 地占用許可準則 第7第1項第5号） | (9) | 河川教育・学習施 設、自然観察施設 | 琵琶湖に関する教育および学習または自然観察 施設 | 地方公共団体 教育研究機関 |
| | (10) | 試験研究用施設 | 琵琶湖の環境に関する試験、研究、調査のための 施設であって、知事が必要と認めるもの | 地方公共団体 教育研究機関 |
| 右欄に掲げる施設 その他の河川水面 の利用の向上およ び適正化に資する 施設（河川敷地占 用許可準則第7第 1項第6号） | (11) | 公共栈橋 公共用栈橋 旅客船用栈橋 | 栈橋（浮き栈橋、連絡橋を含む。） 係船場 係船杭、係船浮標、その他係船のための工作物 旅客船用栈橋および係船施設については海上 運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1 項の規定に基づく免許、または同法第19条の3 第1項もしくは同法第21条第1項の規定に基 づく許可に係る施設に限る。 | 地方公共団体 左記の海上運送法の規定による免許 または許可を受けた者 |
| | (12) | 港湾施設 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第 条第5項 に規定する港湾施設 | 港湾管理者 |
| | (13) | 漁港施設 | 漁港法（昭和25年法律第137号）第2条第1項 に規定する漁港 | 漁港管理者 |

| | | | |
|------|---------------------------|--|--|
| (14) | 港湾法、漁港法の適用を受けない施設 (舟溜) | 港湾施設または漁港施設に準ずる施設 | 地方公共団体 |
| (15) | マリーナ施設 | <p>水域施設： 航路、泊地</p> <p>外郭施設： 防波堤※2、防砂堤、護岸、堤防、水門※1、その他これらに類するもの</p> <p>係留施設： 棧橋（浮き棧橋、連絡棧橋を含む）、係船杭、係船浮標</p> <p>揚陸施設： 斜路（ルール、ウインチ等を含む）、垂直式揚陸クレーン（旋回、移動機能を有しないものに限る。）</p> <p>管理施設： 監視塔※2、標識ブイ、その他安全管理に必要な施設で知事が認めるもの</p> <p>陸上保管施設※2： 船舶の陸域での保管のためのポートヤードおよび艇庫</p> <p>照明および電気施設： 照明、給電施設</p> <p>給油施設： 船舶の給油のための踊り場および給油管</p> <p>※1：水門については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する堀込み方式のマリーナである場合に限る。</p> <p>※2： 防波堤、監視塔および陸上保管施設については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する沖出し方式のマリーナである場合に限る。</p> | <p>協議会等において、河川水面の利用の向上および適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者*</p> <p>*マリーナを設置しようとする者で、琵琶湖に直接隣接する土地の使用についての権原を有し、かつ滋賀県琵琶湖におけるマリーナ指導要綱（平成 5 年 6 月付け滋賀県告示第 350 号）第 6 条による承認を得た者は協議会等で認められたものとみなす。</p> <p>防波堤、水面保管場、監視塔および陸上保管施設については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する沖出し方式で、かつ、国、地方公共団体または国、地方公共団体が資本金もしくは基本金等の 1/2 以上を出資している法人に限る。</p> |

| | | | | |
|---|------|-------------|--|---|
| 右欄に掲げる施設 その住民の生活または事業のために設置がやむを得ないと認められる施設 (河川敷地占用許可準則第7第1項第7号) | (16) | 通路(進入路を含む。) | 道路法第2条第1項に規定する道路からの通路・進入路 | 隣接した土地の使用についての権原を有する者 |
| | (17) | 漁業施設 | 漁業法(昭和24年法律第267号)第10号の規定による免許に基づく水産物の採捕または養殖のために小型定置網施設(エリ、網エリ、落とし網)、小割り式養殖業施設(網生け簀)真珠養殖業施設(真珠養殖用棚)、およびこれらに類するもので、滋賀県漁業調整規則(昭和40年滋賀県規則第6号)第6条または第52条の規定による許可に基づく施設 | 左に掲げる免許を受けた漁業権者、その漁業権に属する漁場における入漁権者、または左に掲げる許可を受けた者 |
| | (18) | 排水施設 | 排出水を琵琶湖へ放流するための施設(他に放流できる公共水域がなく、かつ法令等で定める排水基準に適合するものに限る。) | 排出水を放流しようとする者 |
| | (19) | 船舶建造施設 | 船舶建造または修繕のための施設の内、琵琶湖敷地に設置しなければその機能を果たせないもので、知事が認める施設 | 琵琶湖の背後地で船舶の建造または修繕業を営むもの |
| | (20) | 斜路 | 琵琶湖の背後地で申請者自らが所有する船舶に使用し、かつ揚降業・貸し船業・遊漁船業者等の営業目的で使用しない施設(レールを除く。) | 琵琶湖の背後で自ら所有し使用する船舶を収納または保管する者 |
| | (21) | 工事用台船係留場 | 工事用台船の係留場(草津市新浜町地先および近江八幡市沖島町地先の琵琶湖水面に限る。) | 工事用台船を所有し、かつ、湖上における工事を行う者 |